

令和6年度

林業研修要領



大分県農林水産部林務管理課



目 次

1 大分県林業研修所の概要		
(1) ～ (3) 開所年月・所在地・位置	1
(4) 研修教育の目的	1
(5) 研修実績に対する検証と評価	2
(6) 令和6年度林業研修の基本方針	3
(7) 施設	4
2 令和6年度研修計画		
(1) 特別研修	5
(2) 一般研修	6
(3) 研修計画表	7
3 研修の受講方法・施設の利用許可申請		
(1) 研修の受講方法	8
(2) 施設の利用について	8
(3) 技能講習等の修了証の再交付(書替)の手続きについて	9
(4) 労働安全衛生法に定める免許・資格等	9
・ 林業で必要となる免許・資格等一覧	11
・ 研修所受講申込書	14
・ 実務経験証明書	15
・ 大分県林業研修所利用許可申請書	16
4 参考資料		
(1) 年度別研修実績	18
(2) 技能講習・特別教育研修受講者数	19
(3) 指定管理者の概要	20
(4) 大分県林業研修所の所管課	20

1 大分県林業研修所の概要

- (1) 開所年月 昭和56年4月
- (2) 所在地 由布市湯布院町川北899-91
- (3) 位置

林業研修所は、阿蘇くじゅう国立公園特別地域内にあたる由布市湯布院町の北西部、標高約600mの高原地帯に位置し、目前には由布岳、城ヶ岳がそびえている。遠くには黒岳、久住連山が一望でき、自然環境に恵まれている。

また、交通アクセスもよく、大分自動車道湯布院 I Cから約3分の位置にある。



(4) 研修教育の目的

林業技術の改善及び林業経営の合理化に資するため、林業従事者及び林業後継者をはじめ、県、市町村、その他林業団体の職員等を対象として、林業の生産性向上と安全作業に必要な技術・技能の実践教育を行い、林業従事者等の養成を図ることを目的としている。

(5) 研修実績に対する検証と評価

昨年度、林業研修所の活用状況は年間を通じて、ほぼ満度に活用されており、活用した研修生の延べ人数は3,850名となっている。

研修内容としては、各種林業に必要な資格の取得研修や労働安全対策研修、緑の雇用研修、おおいた林業アカデミーなどに加え、ハーベスタシミュレータによる機械操作研修など先端技術を用いた新たな研修にも取り組んでおり、効果的な研修の実施に努めている。

また、研修後のアンケート調査による研修満足度についても5段階評価のうち、4以上の割合が100%となっており、研修生に必要とされる研修が実施できている。

研修の成果としては、就業者向けの研修を充実させたことで、全産業で労働者の確保が困難な中、令和4年度の新規就業者数が106名となるなど、就業者の技術向上と人材の確保、育成に繋げることができた。一方、安全対策面では未だに死亡者数や休業4日以上のある重大事故が多い状況にあるため、引き続き安全教育等を実施することで労働災害の撲滅の一助としていく。

(各種指標)

【活動指標】

① 研修所の活用状況の推移

4 参考資料（1）年度別研修実績 参照（P18）

② 研修生の推移

4 参考資料（1）年度別研修実績 参照（P18）

【成果指標】

① 新規就業者の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
新規就業者数（人）	67	68	67	90	81	83	94	105	105	102	113	106

② 素材生産量の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
素材生産量（千m ³ ）	874	895	928	1,048	1,136	1,233	1,326	1,448	1,508	1,397	1,586	1,668

③ 再造林面積の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
再造林面積（ha）	816	825	920	839	842	997	1064	1007	1,105	1,164	1,117	1,179

④ 労働災害発生数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
労働災害発生数（人）	59	46	61	46	40	54	53	53	35	29	43	38

(6) 令和6年度林業研修の基本方針

本県の林業は、その豊富な森林資源に支えられ県下各地で盛んに行われてきたが、木材価格の低迷や農山村地域の過疎高齢化の進行等により、森林所有者や林業従事者等の多くは経営意欲を低下させている。これにより県内の民有林では、森林整備の遅れや、再造林放棄地の拡大等の深刻な問題を抱えることとなり、持続的な森林経営が危ぶまれる状況にある。一方で、水土保持や土砂流出防止、地球温暖化対策に果たす役割などの森林が持つ機能が広く一般から見直され、健全な森林の育成・管理が求められている。

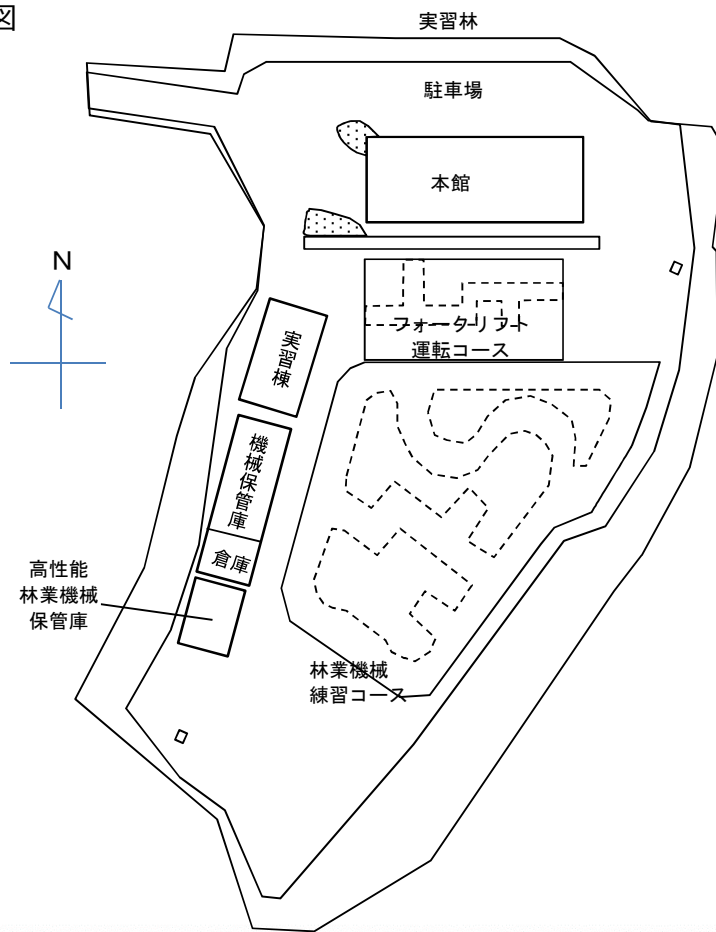
本県の林業就業者数は長く減少傾向にあるが、森林資源の充実に伴い、素材生産が林業生産活動の主体となっており、下刈や除間伐などの保育作業を主体とした自営林業者等に代表される労働形態は、今後必要とされる林業労働力に占める割合が小さくなり、森林組合や素材生産を行う林業会社等の「林業事業体」と、そこに雇用される林業就業者が林業生産活動の中心を担っていくものと考えられる。

このような状況を踏まえ、林業研修所の管理運営及び各種研修等を指定管理者(公益財団法人森林ネットおおいた)に委託し、効率的で効果的な研修の実施に努める。

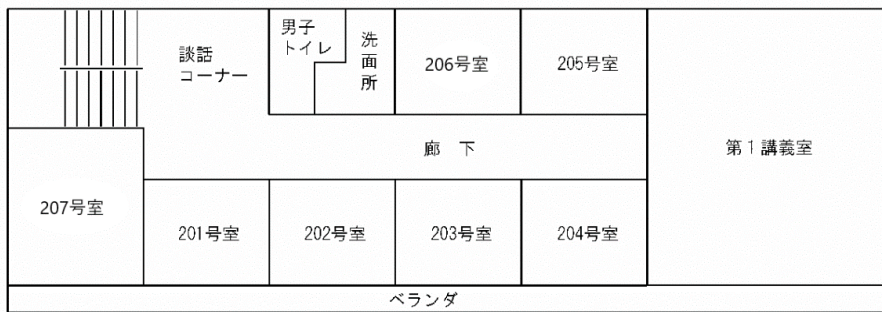
(7) 施設

用地	10,789㎡
建物	本館 834㎡、実習棟 160㎡、機械保管庫 225㎡、高性能林業機械保管庫 90㎡、宿泊室(和室) 7室(収容人員約45名)、食堂、浴室(温泉)、研修室、講義室 120㎡(収容人員60名)
練習コース	4,000㎡
実習林	由布市湯布院町川北899-24の内(荒木牧野組合所有林) 4.70ha
実習用機械	バックホウ、ログローダー、フォークリフト、クレーン付きトラック、集材機、チェーンソー、刈払機 など

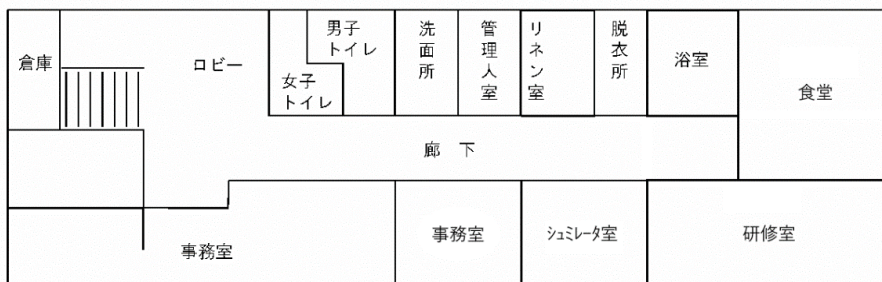
施設配置図



本館2階



本館1階



2 令和6年度研修計画

(1) 特別研修

①技能講習

研修項目	対象者	定員	日数	回数	時期	備考
林業架線作業主任者養成講習	林業従事者	10人	15日	1回	10～11月	労働安全衛生法による資格取得研修
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	〃	20人	6日	2回	5月 1月	〃
フォークリフト運転技能講習	〃	10人	5日	1回	4月	〃
玉掛け技能講習	〃	10人	3日	2回	5月 2月	〃
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	〃	10人	3日	1回	1月	〃
小型移動式クレーン運転技能講習	〃	10人	3日	2回	4月 1月	〃
不整地運搬車運転技能講習	〃	10人	2日	2回	5月 2月	〃

②安全衛生教育

研修項目	対象者	定員	日数	回数	時期	備考
機械集材装置運転特別教育	林業従事者	10人	2日	1回	8月	労働安全衛生法による安全衛生教育
伐木等の業務に係る特別教育	〃	40人	3日	3回	4月 8月 2月	〃
伐木等の業務に係る特別教育（補講）	〃	40人	0.5日	1回	2月	〃
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	〃	10人	2日	3回	5月 11月 2月	〃
刈払い機取扱い作業安全衛生教育	〃	40人	1日	1回	5月	〃
造林作業の作業指揮者等安全衛生教育	〃	20人	1日	1回	3月	〃
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	林業従事者	10人	2日	2回	4月 7月	労働安全衛生法による安全衛生教育
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	〃	10人	2日	2回	5月 12月	〃

(2) 一般研修

①一般研修

研修項目	対象者	予定 人員	日数	回数	時期	備考
苗木生産初心者研修（生産）	苗木生産希望者	20人	1日	1回	9月	生産技術講習
苗木生産初心者研修（採穂）	〃	20人	1日	1回	2月	採穂講習
救急法短期講習	林業従事者	15人	0.5 日	1回	3月	救急措置の技術実習
作業道開設設計実習	〃	15人	2日	1回	3月	作業道の開設設計実習
高性能林業機械メンテナンス講習	〃	8人	3日	1回	1月	高性能林業機械のメンテナンス
伐木安全リーダー育成研修	〃	6人 30人	4日	1回	7月 9月 11月	伐木安全リーダーの育成
伐木競技練習会	〃	20人	1日	1回	6月	伐木競技練習会
若い林業後継者就業促進研修	日田林工生徒	35人	3日	1回	9月	チェンソーの仕組みと操作方法、伐倒方法
原木椎茸生産者のための伐木等の業務に係る特別教育	椎茸生産者	30人	3日	1回	10月	チェンソーの仕組みと操作方法、伐倒方法
造林就業支援講習	造林分野への新規参入希望者	10人	2日	1回	11月	植栽・下刈り研修

②緑の雇用研修

研修項目	対象者	予定 人員	日数	回数	時期	備考
フォレストワーカー研修（1年目）	緑の雇用研修生	25人	25日	1回	6～7月、9月	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に係る林業作業士育成研修
フォレストワーカー研修（2年目）	〃	17人	24日	1回	7～8月	〃
フォレストワーカー研修（3年目）	〃	12人	18日	1回	9～10月	〃
フォレストリーダー研修	〃	18人	15日	1回	12月	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業に係る現場管理責任者育成研修

3 研修の受講方法・施設の利用許可申請

(1) 研修の受講方法

①申込み手続き

各研修の開始日の概ね1か月前から公益財団法人森林ネットおおいたのホームページ上にて募集を実施します。

申込書に必要な事項を記入の上、大分県林業研修所（下記）へFAX又はメールして下さい。

【募集HP】 <https://oita-forestry.org/>

【申込書提出先】 大分県林業研修所

電話 0977-85-2488 / FAX 0977-85-8313

email:kensyu_morinet@yahoo.co.jp

②受講資格が必要な研修

- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習：

地山掘削の作業又は土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業の従事経験3年以上

③その他

研修期日は、講師の都合等により変更する場合があります。

④問い合わせ

研修に対する照会又はご意見ご要望がありましたら、大分県林業研修所又は林務管理課までお寄せください。

大分県林業研修所
大分県農林水産部 林務管理課

TEL 0977-85-2488
TEL 097-506-3819

(2) 施設の利用について

①申請手続き

研修で利用されていない時間（開館日に限る）については、大分県内の林業関係者が研修会の開催等で大分県林業研修所を使用することができます。

利用を希望する場合は、事前に大分県林業研修所にスケジュールを確認し、大分県林業研修所利用許可申請書（p.16 別紙第2号様式）に必要事項を記入のうえ、大分県林業研修所に提出してください。【林業研修所HP参照（<http://oita-mori.net/>→大分県林業研修所→大分県林業研修所について）】

○大分県林業研修所使用料

区 分		料 金 ※	(注)
使用料	午前 8 時から正午まで	1,400円 (1,960円)	※冷暖房使用 期間中は () 内の料金にな ります。
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,400円 (1,960円)	
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	1,400円 (1,960円)	
	午前 8 時から午後 5 時まで	2,800円 (3,920円)	
宿泊料		850円/泊 (910円)	

(3) 技能講習等の修了証の再交付（書替）の手続きについて

過去に大分県林業研修所で取得した技能講習等の修了証については、紛失した場合の再交付や、住所・氏名の変更に伴う記載内容の変更ができません（要手数料）。

【再交付や書替手続きのお問い合わせ先】

大分県林業研修所 指定管理者 公益財団法人 森林ネットおおいた研修部（大分県林業研修所内） 電話 0977-85-2488

(4) 労働安全衛生法に定める免許・資格等（労働安全衛生法抜粋）

労働安全衛生法では、労働者の危険の防止や就業に当たっての措置として、作業主任者や技能講習等の免許や資格がないと就かせられない業務や、労働者への安全衛生教育・特別教育が必要とされている業務があります。

根拠法令 労働安全衛生法

（作業主任者）

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、**作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。**

（安全衛生教育・特別教育）

第59条第3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、**厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。**

(技能講習)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

【労働安全衛生法に関するお問い合わせ先】

大分労働基準監督署	大分市・別府市・杵築市・日出町・由布市・国東市・姫島村	TEL 097-535-1511
中津労働基準監督署	中津市・豊後高田市・宇佐市	TEL 0979-22-2720
佐伯労働基準監督署	佐伯市・臼杵市・津久見市	TEL 0972-22-3421
豊後大野労働基準監督署	竹田市・豊後大野市	TEL 0974-22-0153
日田労働基準監督署	日田市・九重町・玖珠町	TEL 0972-22-6191

林業で必要となる免許・資格等一覧

概要を記載しています。詳細については管轄する労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

区分	番号	作業内容	対象者	必要な講習/資格	関係法令 ※ ₁	
伐採作業	①	チェーンソーを使用	作業者	伐木等業務特別教育	法第59条第3項、規則第36条8	
	②	ハーベスタやフェラーバンチャを使用	作業者	伐木等機械運転業務特別教育	法第59条第3項、規則第36条6の2	
重機を使った作業	④	作業道の開設	機体質量が3t未満の場合	作業者	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務特別教育 ※ ₃	法第59条第3項、規則第36条9
			機体質量が3t以上の場合	作業者	車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習	法第61条第1項、令第20条第12号、規則第41条・別表第3
	⑤	掘削面の高さが2m以上になる作業道の開設	作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者講習 ※ ₅	法第14条、令第6条第9号、規則第16条・別表1	
	⑥	作業道の開設等で土砂等を不整地運搬車で運搬	最大積載量1t未満	作業者	不整地運搬車運転業務特別教育 ※ ₃	法第59条第3項、規則第36条5の3
			最大積載量1t以上	作業者	不整地運搬車運転技能講習	法第61条第1項、令第20条第14号、規則第41条・別表第3
	⑦	ハーベスタ・プロセッサ・グラップルで集材・造材	作業者	伐木等機械運転業務特別教育	法第59条第3項、規則第36条6の2	
	⑧	フォワーダ・クローラー・林内作業車で原木を運搬	作業者	走行集材機械運転業務特別教育	法第59条第3項、規則第36条6の3	
	⑨	ウインチを使用(地引の場合)	作業者	簡易架線集材機械運転業務特別教育 ※ ₂ ※ ₇	法第59条第3項、規則第36条7の2	
	⑩	高さが2m以上となるはい積み・はい崩し ※運転者のみで行い、補助作業者がいない場合は該当しない	作業主任者	はい作業主任者技能講習 ※ ₆	法第14条、令第6条第12号、規則第16条・別表1	

区分	番号	作業内容	対象者	必要な講習/資格	関係法令 ※ ₁
架線作業	⑪	タワーヤード、スイングヤード、集材機で主索を使わず地引きで集材	作業者	架線集材機械運転業務特別教育 ※ ₂ ※ ₇	法第59条第3項、規則第36条7の2
	⑫	タワーヤード、スイングヤード、集材機で主索を使用もしくは空中につり上げて集材	作業者	機械集材装置運転業務特別教育 ※ ₇	法第59条第3項、規則第36条7
架線作業	⑬	タワーヤード、スイングヤード、集材機を使って空中につり上げて集材し、次のいずれかに該当する場合 ・原動機の定格出力が7.5kW以上 ・支間の射距離の合計が350m以上	作業主任者	林業架線作業主任者免許	法第14条、令第6条第3号、規則第16条・別表1
保育作業	⑭	下刈	作業者	刈払機取扱作業安全衛生教育	H2基発第39号、H11基発第66号
			作業指揮者	造林作業指揮者等安全衛生教育 ※ ₄	H2基発第39号、S59基発第141号
	⑮	地拵え・つる伐り・除伐・間伐	作業指揮者	〃	〃
クレーン積み込み作業	⑯	クレーンの操作	作業者 (クレーン側)	移動式クレーン運転業務特別教育 ※ ₃	法第59条第3項、規則第36条16
			作業者 (クレーン側)	小型移動式クレーン運転技能講習	法第61条第1項、令第20条第7号、規則第41条・別表第3
	⑰	玉掛け作業	作業者 (玉掛け側)	玉掛け特別教育 ※ ₃	法第59条第3項、規則第36条19
			作業者 (玉掛け側)	玉掛け技能講習	法第61条第1項、令第20条第16号、規則第41条・別表第3
土場作業	⑳	フォークリフトの運転	作業者	フォークリフト運転業務特別教育 ※ ₃	法第59条第3項、規則第36条5
			作業者	フォークリフト運転技能講習	法第61条第1項、令第20条第11号、規則第41条・別表第3
	㉑	フォークリフトを使用したはい作業	作業者	荷役運搬機械等作業従事者安全衛生教育 ※ ₃	H2基発第39号、S63基発第128号

※₁ 法：労働安全衛生法、令：労働安全衛生法施行令、規則：労働安全衛生規則

※2 ⑨⑩は架線集材機械・簡易架線集材装置運転特別教育として一体的に特別教育を行います。

※3 大分県林業研修所では実施していません。

※4 大分県林業研修所では緑の雇用現場技能者育成研修のフォレストリーダー研修のみ実施。

※5 3年以上の従事経験等の条件があります。

※6 はい付け又ははい崩しの作業の3年以上の従事経験が必要です。

※7 架線は作業方法によって下の表のとおり必要な特別教育が分かれています。

表 集材機の種類、索張り方法及び運搬方法による安衛則の適用範囲

			索張り方法				
			索張りあり				索張りなし
			主索あり 支柱あり		主索なし 支柱あり		主索なし 支柱なし
			運搬方法				
			空中	地引き ^{注1}	空中 ^{注2}	地引き	地引き
集材機の種類	架線集材機械	タワーヤード	機械集材装置	機械集材装置	機械集材装置	簡易架線集材装置	架線集材機械
		スイングヤード	機械集材装置 ^{注3}	機械集材装置 ^{注3}	機械集材装置 ^{注3}	簡易架線集材装置	架線集材機械
		集材ウインチ機	機械集材装置	機械集材装置	—	簡易架線集材装置	架線集材機械
	定置式ウインチ	機械集材装置	機械集材装置	機械集材装置	簡易架線集材装置	巻上げ機	

注1 主索を張って原木等を運搬する場合は、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する場合であっても、機械集材装置に該当する。

2 主索を張らずに原木等を運搬する場合であって、集材機に控索を取り付け、作業索に生じる張力による集材機の移動を防止する等の措置を講ずることにより、原木等を巻き上げ、かつ、空中において運搬する場合は、機械集材装置に該当する。

3 ほとんどのスイングヤードは、主索を用いず、地引きで集材する目的で製造されており、機械集材装置の支柱として使用することは困難であるが、スイングヤードを支柱として用いない場合であって、作業索に生じる張力によるスイングヤードの移動を防止する等の措置を講じて、機械集材装置の集材機として使用する場合がある。

実務経験証明書

実務内容

実務経験

(年 月 ~ 年 月)

住 所

氏 名

生年月日

上記の通り相違ない事を証明します。

年 月 日

証明者



大分県林業研修所利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

(公財) 森林ネットおおいた理事長 殿

郵便番号 (-)

住 所

(フリガナ)
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

大分県林業研修所の施設を下記のとおり利用したいので、許可して下さるようお願いします。

記

利 用 目 的				
利用施設の名称 又は物件名				
利 用 期 間	年 月 日 (時 分) から 年 月 日 (時 分) まで 日間			
宿泊予定期間	泊	月 日から 月 日まで	泊	食事 月 日の朝食・昼食・夕食から 月 日の朝食・昼食・夕食まで
連 絡 先	郵便番号 (-) 市 町 丁目 番 号 氏名 郡 村 電 話			
その他参考事項				
※受付年月日	※許可年月日 許可番号	※不許可年月日	※許可取消年月日	※利用期間等 変更事項
注 ※印の欄は、申請者において記入しないこと。				

【別紙】

誓 約 書

私は、本施設を利用するに当たり、下記の行為を行わないことを誓約します。
なお、○について、県（指定管理者）が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- ア 徒党を組み、又は騒音を発生させ、他の者の利用を妨害する行為
- イ 大分県迷惑行為防止条例（昭和40年大分県条例第47号）第2条（粗野又は乱暴な行為の禁止）若しくは第3条（卑わいな行為の禁止）に規定する行為又はこれに類する行為
- ウ 犯罪行為又は犯罪をたたえ、あおり、唆す等、反社会的な行為を助長する行為
- エ その他公共の福祉を害する行為
- オ 爆発物、多量の発火物の所持
- カ 凶器又は凶器となり得るものの所持

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む。〕が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められる行為

年 月 日

大分県知事 殿
指定管理者 （公財）森林ネットおおいた理事長 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

氏 名

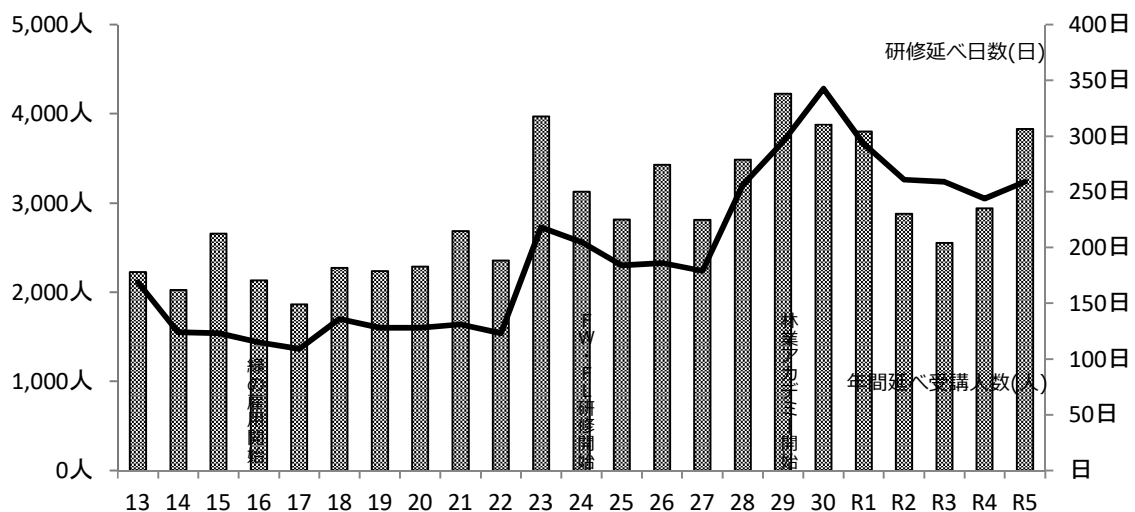
生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

4 参考資料

(1) 年度別 研修実績

年度	研修日数		受講者数	備考
	実日数	延日数	延人数	
S56~H12	2,993	4,249	60,647	
13	138	169	2,225	
14	93	124	2,022	
15	100	123	2,658	緑の雇用制度開始
16	93	115	2,132	
17	85	109	1,862	
18	112	136	2,273	
19	103	128	2,235	
20	103	128	2,287	
21	94	131	2,684	
22	87	123	2,353	
23	162	218	3,970	FW1~3,FLの開始
24	164	205	3,125	
25	134	184	2,814	
26	146	186	3,427	
27	130	179	2,810	
28	212	256	3,486	おおいた林業アカデミー開講
29	265	295	4,228	
30	210	343	3,878	
R1	208	293	3,801	
R2	200	261	2,878	
R3	191	259	2,551	
R4	192	244	2,942	
R5	189	259	3,832	
計	6,404	8,717	127,120	

【平成12年以降の年間延べ受講人数の推移】



(2) 技能講習・特別教育研修受講者数

上段：当年度

下段：累 計

研 修 項 目	S56~H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
林業架線作業主任者養成講習	383	3	0	0	5	0	7	0	0	0	6
		386	386	386	391	391	398	398	398	398	404
車両系建設機械運転技能講習	1,074	52	52	49	51	53	38	45	54	43	39
		1,126	1,178	1,227	1,278	1,331	1,369	1,414	1,468	1,511	1,550
フォークリフト運転技能講習	644	10	10	8	10	9	9	6	3	9	3
		654	664	672	682	691	700	706	709	718	721
はい作業主任者技能講習	448	32	19	21	26	24	29	26	23	32	8
		480	499	520	546	570	599	625	648	680	688
玉掛技能講習	722	40	32	38	55	26	34	34	22	41	35
		762	794	832	887	913	947	981	1,003	1,044	1,079
小型移動式クレーン運転技能講習	565	32	38	43	60	36	40	41	31	37	26
		597	635	678	738	774	814	855	886	923	949
地山の掘削及び土止め支保工作 作業主任者技能講習	113	23	13	11	31	20	33	23	11	19	16
		136	149	160	191	211	244	267	278	297	313
不整地運搬車運転技能講習	261	36	43	24	42	39	27	23	26	26	30
		297	340	364	406	445	472	495	521	547	577
機械集材装置運転特別教育	359	8	26	20	38	35	25	24	18	16	21
		367	393	413	451	486	511	535	553	569	590
伐木等の業務に係る特別教育	4,529	249	227	277	217	257	233	99	86	129	110
		4,778	5,005	5,282	5,499	5,756	5,989	6,088	6,174	6,303	6,413
伐木等林業機械の運転の業務 に係る特別教育		98	41	20	25	36	37	19	25	30	42
		98	139	159	184	220	257	276	301	331	373
走行集材機械の運転の業務に 係る特別教育		113	36	30	33	33	26	19	26	37	35
		113	149	179	212	245	271	290	316	353	388
簡易架線集材装置及び架線集材装 置の運転の業務に係る特別教育		113	26	9	21	28	27	18	16	22	16
		113	139	148	169	197	224	242	258	280	296
造林作業指揮者等安全衛生教 育	40	8	12	0	0	0	37	18	12	24	10
		48	60	60	60	60	97	115	127	151	161
刈払機取扱作業安全衛生教 育	308	101	91	80	15	6	11	7	10	25	6
		409	500	580	595	601	612	619	629	654	660
荷役運搬機械等によるはい作 業安全教育	72		34	10	25	25	15	14	0	0	11
		72	106	116	141	166	181	195	195	195	206
その他	765	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		765	765	765	765	765	765	765	765	765	765
合 計	10,283	918	700	640	654	627	628	416	363	490	414
		11,201	11,901	12,541	13,195	13,822	14,450	14,866	15,229	15,719	16,133

研 修 項 目	S56~H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
フォレストワーカー研修 (1年目)	61	25	22	25	40	25	21	19	9	16	19
		86	108	133	173	198	219	238	247	263	282
フォレストワーカー研修 (2年目)	56	11	21	10	25	17	15	14	15	9	12
		67	88	98	123	140	155	169	184	193	205
フォレストワーカー研修 (3年目)	43	12	11	13	12	18	22	11	12	15	5
		55	66	79	91	109	131	142	154	169	174
フォレストリーダー研修 ※福岡・佐賀・長崎からの参加者を含む	40	8	12	19	28	30	37	18	12	16	15
		48	60	79	107	137	174	192	204	220	235
指導員能力向上研修	24	10	22	25	31	19	14	4	0	0	0
		34	56	81	112	131	145	149	149	149	149
おおいた林業アカデミー				10	9	6	9	9	7	8	9
				10	19	25	34	43	50	58	67

(3) 指定管理者の概要

指定管理者 公益財団法人 森林ネットおおいた

研修部（大分県林業研修所内）

所在地 〒879-5114 由布市湯布院町川北899-91

電話 0977-85-7715 / FAX 0977-85-8313

E-mail kensyu_morinet@yahoo.co.jp

URL <https://oita-forestry.org/>

総務部（大分県林業会館新館内）

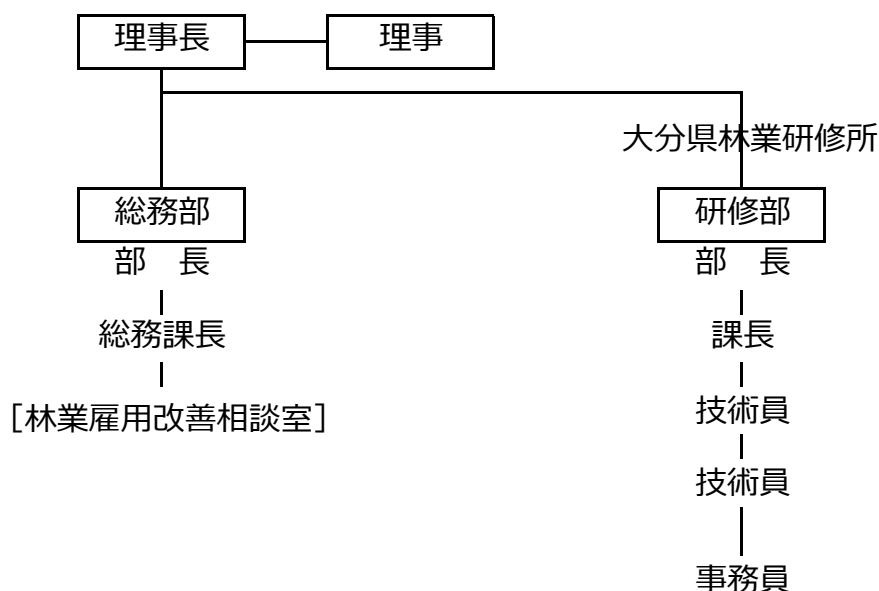
所在地 〒870-0844 大分市花園2丁目6番46号

電話 097-546-3009 / FAX 097-546-6969

E-mail info@morinet.oita.jp

URL <https://morinetoita.jp/>

組織



※森林ネットおおいたには他に森林整備部・緑化推進部・県民の森管理事務所がある。

内部講師 (公財)森林ネットおおいた職員

外部講師 (公財)森林ネットおおいたが委嘱した有資格者又は適任と認めた者

(4) 大分県林業研修所の所管課

大分県 農林水産部 林務管理課 (林業経営支援班)

所在地 〒870-8501 大分市大手町3-1-1 本庁舎8階

電話 097-506-3819 FAX 097-506-1765

URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/kensyujogaiyo.html>

E-mail a16050@pref.oita.lg.jp